

## 【EU】被疑者の基本権に関する指令

海外立法情報調査室・植月 献二

\* 欧州連合(EU)は、刑事分野における相互協力及び個人の権利保護のために、2012年6月21日、被疑者の基本権に関する指令を施行した。加盟国は、被疑者の権利について、理解できる言語でわかりやすく説明した文書を逮捕した者に交付しなければならない。

### 1 指令制定の背景

EU加盟全27か国の間では自由な移動と居住が保障されており、EU市民は、母国を離れて刑事事件に巻き込まれる可能性が高い。EUでは、毎年800万件以上の刑事事件が発生しているが、被疑者及び被告人（以下「被疑者等」）に与えられている権利は加盟国によって異なり、その通知の範囲及び手段も異なっている。例えば、2009年6月時点で、通訳を利用する権利を認めこれを運用していた加盟国は19か国で、そのうち書面によりその権利を被疑者等に通知していたのは11か国であり、すべての加盟国で付与している黙秘権について、書面により通知していたのは15か国であった。

EUは、域内における自由、治安及び司法の分野に関する、1999年10月の欧州理事会の会合において採択した結論の中で、加盟国間の民事及び刑事の司法協力において、判決及び裁判における相互承認の強化並びに法令の規定の統一の必要性を確認した。また、欧州人権条約（1953年発効）及びEU基本権憲章（2000年公布、リスボン条約（2009年発効）によりEUの基本条約と同様に法的拘束力を有するようになった。）は、公正な裁判を受ける権利（それぞれ第6条及び第47条）及び個人の自由と安全に関する権利（それぞれ第5条及び第6条）を謳っている。そして、EUの機能に関する条約第82条第2項では、判決及び裁判における相互承認並びに国際的な刑事事件における警察及び司法の協力に必要な範囲で最小限の規定を指令により定めることができるとし、その対象の1つとして刑事手続における個人の権利を掲げているが、これが、本稿で紹介する指令制定の根拠規定となっている。

2009年11月30日、理事会は、刑事手続における被疑者等の手続上の権利を強化するための工程表に関する決議を採択し、①通訳等を利用する権利、②権利に関する情報及び罪状に関する情報を知る権利、③法的助言及び法的支援を得る権利、④親族、雇用者及び領事当局等に連絡する権利、⑤被疑者等が社会的弱者である場合の特別の保護手段、⑥公判前の勾留期間に関する政策提案文書策定の6項目を挙げ、段階的に措置を講じることとした。既に、①については、指令2010/64/EUを2010年11月に施行し、③については、2011年6月8日に欧州委員会が指令案(COM(2011)326 final)を提出し、現在、理事会で審議中である(2011/154/COD)。⑥については、2011年6月14日、欧州委員会が政策文書として緑書(COM(2011)327 final)を策定している。

本稿で紹介する指令の制定は、②に相当するもので、2010年7月20日に欧州委員会

が提案（COM(2010)392 final）したものであった。

## 2 指令の概要

この指令は、「刑事手続において情報を得る権利に関する2012年5月22日の欧州議会及び理事会指令2012/13/EU（注1）」として、2012年6月1日にEU官報に公布、20日後に施行された。全14条及び2つの付属文書から構成されている。

制定の趣旨は、被疑者等が刑事手続において基本権に関する情報を適切に受けることを保障することであり（第1条）、加盟国は、被疑者等に対して少なくとも次の手続的権利に関する情報を提供しなければならない（第3条）。

- ① 弁護士に面会する権利
- ② 無償で法的助言を受ける権利及び当該助言を受ける条件
- ③ 罪状を知る権利並びに通訳及び翻訳を利用する権利
- ④ 黙秘する権利

さらに、逮捕し又は勾留した被疑者等に対しては、「権利に関する文書（Letter of Rights）」を交付しなければならないことが規定されている。これには、前の①～④の権利を明記することに加えて、次の権利を国内法で保障している場合には、これらに関する情報も明記しなければならない。（第4条）

- ① 事件に関する資料を閲覧する権利
- ② 領事館等に当該事態を通知し、及びその職員と連絡をとる権利
- ③ 緊急医療支援を受ける権利
- ④ 公判の開始までに自由を拘束される最長期間を知る権利

また、この文書には、国内法の規定に基づいて、逮捕の適法性に対して異議を申し立て、勾留の取消し又は保釈を要請することができる場合には、これも記載しなければならない。

この文書は、専門用語を用いることなくわかりやすく説明し、被疑者等が理解できる言語で記載されていなければならない。その文書の文面が、この指令の付属文書Ⅰに例示してある（EUのすべての公用語（23言語）による文面が利用可能となる）。

また、欧州共通逮捕令状（European Arrest Warrant：注2）によって逮捕する時に被疑者等に交付する文書の文面についても、付属文書Ⅱに例示している（第5条）。

各加盟国は、この指令に準拠した必要な国内法を2014年6月2日までに施行しなければならない。

注（インターネット情報は2012年7月19日現在である。）

(1) “Directive 2012/13/EU of the European Parliament and of the Council of 22 May 2012 on the right to information in criminal proceedings,” *Official Journal of the European Union*, L142, 1.6.2012, pp.1-10. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:142:0001:0010:EN:PDF>>

(2) 欧州共通逮捕令状及び引渡手続に関する枠組み決定 2002/584/JHA(2002年施行)に基づく。